



社福ファミーユ高知事件 その13

2 争点1(本件懲戒解雇の有効性)について

平成29年8月頃にVがミーティングにおいて「今日の予定がない」との趣旨の発言をしたことは当事者間に争いがない。

被告らは、原告がVに対して「給料泥棒だね」と言った旨主張し、これに沿う証拠(乙2、7の3)を提出するのに対し、原告は被告の主張を否認し、eリーダーに対し「先に予定を決めて、ここで報告しないといけない。Vが給料泥棒と言わないようにしないとあかん。」と発言した旨主張する。複数の職員が集まったミーティングの場での発言であることからすれば、原告が主張する発言であった可能性を否定できないところ、「V氏によるGセンターセンタール長への記述詳細」と題する書面(乙7の3)の記載では原告の発言の前後の文脈や経緯が必ずしも明らかではなく、これのみでは原告の上記主張を排斥できないものと言わざるを得ず、また、本件調査報告書が認定の根拠とした本件投書の記載については、証拠(乙10の1)によれば、本件センター職員に本件投書の記載に一致する人物がいらないというのであり、その記載内容も具体的な根拠が示されない抽象的なものとどまるのであって、本件投書の体裁も踏まえると、その記載内容に信用性はないものと言わざるを得ず、本件投書の記載と「V氏によるGセンターセンタール長への記述詳細」と題する書面(乙7の3)の記載が整合することは、同書面の記載内容の信用性を高めるものとはいえない。このことに、被告らがVを証人として申請せず、同人に対する反対尋問が行われていないことを併せ考慮すると、被告らが主張する事実について、合理的疑いを容れない程度の立証がされたものと判断することはできない。以上からすると、原告がVに対してパワーハラスメントを行ったと認定することはできない。

エ上記アないしウのとおり、本件懲戒解雇において懲戒事由とされた言動(本件主張整理表記載のS(B)、T(C)、U(E)及びV(F)に対する言動)は、そもそもそのような事実が認められないか、認められるとしても懲戒事由に該当するとはいえないものである。

(2)以上のとおり、本件懲戒解雇には懲戒解雇事由が存在しないから、その余の点について判断するまでもなく、本件懲戒解雇は無効である。

3 争点2及び4(本件懲戒解雇の不法行為該当性及びその損害)について

解雇された労働者が被る精神的苦痛は、当該解雇が無効であることが確認され、その間の賃金が支払われることにより慰謝されるのが通常であり、これによってもなお償うことのできない精神的苦痛を生ずる事実があったときに慰謝料請求が認められると解するのが相当である。

本件では、上記2のとおり、懲戒解雇事由とされた原告の言動をパワーハラスメント行為であると認定することはできないものの、他方で、上記1の認定事実に加え、証拠(乙2、7、11ないし13、証人Z、証人U、証人F、証人b及び原告本人)及び弁論の全趣旨によれば、被告らの調査に対して、原告のもとで働いていた本件センター職員の10名以上が、その客観的評価はともかく原告の言動に問題があった旨の申告をしていること、本件第三者委員会が可能な範囲での調査を行った上で作成された本件調査報告書には、原告が管理者であるにもかかわらず、組織上の問題を改善せず、あるいはその問題を認識しないまま放置していた事実があり、本件センターの施設管理者としての適性に問題がある旨の報告がされていること、原告自身、原告の考えや業務方針を職員に対して十分に説明ができておらず、そのことが職員の不満となつて残つていったと考えている旨供述していることが認められる。本件就業規則上、懲戒処分に関する手続上の規定はなく(前提事実(3)参照)、本件第三者委員会が設置されたのも理事や評議員の意見によるものであるから(上記1(2)カ)、本件第三者委員会がいかなる調査方法を行うかは、基本的にその広範な裁量に委ねられているといえるところ、原告は、質問事項の事前開示に固執し(上記1(2)コ)、結果として自ら本件第三者委員会での弁明の機会を放棄していることから、本件調査報告書に原告の意見が十分に反映できなかった原因の一端は原告にもあると言わざるを得ないところ、被告法人は、上記のような本件センター職員からの報告に加え、本件第三者委員会が作成した本件調査報告書の記載を踏まえ、最終的に本件懲戒解雇に至っていることからすれば、無効な本件懲戒解雇が行われる結果となった原因には原告の本件懲戒解雇に至るまでの言動も関係していると言わざるを得ない。

以上の点を踏まえると、本件懲戒解雇によって原告が被った精神的苦痛は、当該解雇が無効であることが確認され、その間の賃金が支払われることにより慰謝されるものと解するのが相当である。

したがって、この点に関する原告の主張には理由がない。